平成２４年（フ）第２６号
香川県善通寺市善通寺町1843番地１
フォー・シーズンズＡ―201
債務者　池下　貴信
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１３７号
北九州市若松区久岐の浜６番２―101号
債務者　大石　展子
１　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５５号
鹿児島県鹿児島市錦江台２丁目14番26号　リリーハイツ201号
債務者　松元サミ子
１　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５６号
鹿児島県鹿児島市錦江台２丁目14番26号　リリーハイツ201号
債務者　松元　　修
１　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５７号
鹿児島県鹿児島市錦江台２丁目14番26号　リリーハイツ201号
債務者　松元　裕太
１　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第６７号
鹿児島県鹿児島市慈眼寺町８番17号
債務者　大脇　美穂
１　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第７３号
鹿児島県鹿児島市平之町13番８号　始晋ビル201号
債務者　内倉　竜美
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１０号
鹿児島県指宿市開聞仙田1910番地
債務者　西　　久子（旧姓住吉）
１　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第１３号
鹿児島県指宿市西方4790番地
債務者　滑川　夏紀（旧姓小園）
１　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第３号
秋田県能代市向能代字トトメキ100番地18
債務者　山田　貢嘉
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第３５号
相模原市緑区久保沢２丁目１番９号　ヴィラ竹林２―102
債務者　安西　翔太
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３７号
相模原市中央区千代田５丁目12番21―２号
債務者　岩崎　久子
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第６４号
相模原市中央区南橋本３丁目６番31号　プリミテージュ南橋本501
債務者　小島　一郎
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第６９号
相模原市南区相模台１丁目８番４号　サンシティスガヌマＣ102
債務者　井桁　　勝
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第７５号
相模原市南区上鶴間本町６丁目21番38号　パークヒルズ201号
債務者　相川　明子（旧姓工藤）
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３４８号
長野県塩尻市大字洗馬2825番地１、前住所長野県塩尻市大字下西条247番地
債務者　足助　朋美
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１２号
岐阜県美濃加茂市加茂野町木野1111番地ヴァンヴェール108
債務者　櫻井真澄こと　櫻井　眞澄
１　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１４号
岐阜県加茂郡川辺町石神850番地１、住民票上の住所大阪府豊中市服部南町３丁目６番６号
債務者　安部　信幸
１　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部